国家試験

令和７年度司法書士試験に関する公告

司法書士法（昭和25年法律第197号）第６条第１項の規定に基づき、令和７年度における司法書士試験を次のとおり行う。

令和７年４月１日　　法務大臣　鈴木　馨祐

1　受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、誰でも受験することができる。

2　試験期日

筆記試験　令和７年７月６日（日曜日）

口述試験　令和７年10月14日（火曜日）

3　試験の内容

⑴　憲法、民法、商法（会社法その他の商法分野に関する法令を含む。）及び刑法に関する知識

⑵　不動産登記及び商業（法人）登記に関する知識（登記申請書の作成に関するものを含む。）

⑶　供託並びに民事訴訟、民事執行及び民事保全に関する知識

⑷　その他司法書士法第３条第１項第１号から第５号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力

4　試験の時間割等

⑴　指定時刻

司法書士法施行規則（昭和53年法務省令第55号）第６条第１項の時刻（以下「指定時刻」という。）として、午前の部については午前９時15分、午後の部については午後０時45分を指定する。

受験者は、指定時刻までに試験場内の試験室に出頭せず、又は係員の承認を受けないで試験室から退室したときは、その試験を受けることができない。

⑵　筆記試験

ア　時間割は、次のとおりである。

	時　間	試験の内容
指定時刻	午前の部の指定時刻は午前９時15分 午後の部の指定時刻は午後０時45分	
午前の部	午前９時30分から午前11時30分までの２時間	前記３の⑴
午後の部	午後１時00分から午後４時00分までの３時間	前記３の⑵から⑷まで

イ　午前の部の試験（前記３⑴）及び午後の部の試験のうち前記３⑶及び⑷については多肢択一式により、午後の部の試験のうち前記３⑵については多肢択一式及び記述式により、それぞれ実施する。

なお、午前の部の試験の多肢択一式問題、午後の部の試験の多肢択一式問題又は午後の部の試験の記述式問題の各成績のいずれかがそれぞれ一定の基準点に達しない場合には、それだけで不合格とする。

⑶　口述試験

筆記試験に合格した者につき、前記３⑵及び⑷に掲げる事項について行う。

⑷　筆記試験免除申請者

令和６年度の司法書士試験の筆記試験合格者については、今回の司法書士試験の筆記試験を免除する。

⑸　法令等の適用日

筆記試験及び口述試験の解答に当たり適用すべき法令等は、令和７年４月１日（火曜日）現在において施行されているもの（同日が施行日とされているものを含む。）とする。

5　試験場所

⑴　筆記試験

受験申請書類を提出した法務局又は地方法務局（横浜、さいたま、千葉、静岡、京都、神戸及び那覇に限る。）が指定する場所

⑵　口述試験

法務局及びその管内の地方法務局（横浜、さいたま、千葉、静岡、京都、神戸及び那覇に限る。）における筆記試験の合格者については、その法務局が指定する場所

筆記試験免除申請者については、受験申請書類を提出した法務局が指定する場所

6　受験申請受付期間

令和７年５月２日（金曜日）から同年５月16日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前９時00分から正午まで及び午後１時00分から午後５時00分まで。

なお、受験申請書類を郵送によって提出する場合には、書留郵便によるものとし、令和７年５月16日（金曜日）までの消印があることを要する。

7　受験申請書類の提出先

法務局民事行政部総務課又は地方法務局（横浜、さいたま、千葉、静岡、京都、神戸及び那覇に限る。）総務課

筆記試験免除申請者については、法務局民事行政部総務課

8　受験手数料

8,000円の額に相当する収入印紙を受験申請書に貼って納付すること。

9　受験申請書等の用紙の交付

受験申請書その他の受験の申請に必要な書類の用紙は、令和７年４月１日（火曜日）から全国の法務局及び地方法務局の総務課において交付する。

なお、郵送によって受験申請書等の用紙を請求する場合には、返送用として、郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手（180円）を貼った角形２号の郵便封筒を同封すること。

10　筆記試験の結果の発表

令和７年８月12日（火曜日）の午後４時に、法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/）において、筆記試験問題、多肢択一式問題の正解及び基準点等を掲載する。

筆記試験合格者については、令和７年10月２日（木曜日）の午後４時に、筆記試験を実施した法務局又は地方法務局に掲示して行うほか、筆記試験合格者に対して筆記試験合格通知書を発送して行う。また、同日の午後４時に、法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/）にも筆記試験合格者の受験番号を掲載する。

11　最終合格者の発表

令和７年11月４日（火曜日）の午後４時に、筆記試験を実施した法務局又は地方法務局に掲示して行うほか、同日の午後４時に、法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/）にも最終合格者の受験番号を掲載する。また、令和７年11月28日（金曜日）の官報において、最終合格者の受験番号及び氏名を公告する。

なお、最終合格者本人には、司法書士試験合格証書を交付する。

おって、今回の筆記試験に合格した者については、その申請によって次回（令和８年度）の司法書士試験の筆記試験が免除される。

令和７年度検察官特別考試の施行

令和７年度検察官特別考試の施行について、次のとおり公告する。

令和７年４月１日

検察官・公証人特別任用等審査会長

寺脇　一峰

1　筆記試験

⑴　期日　令和７年７月２日（水）から同月４日（金）まで

⑵　場所　東京高等検察庁（東京都千代田区霞が関１－１－１）

2　口述試験

⑴　期日　令和７年10月１日（水）及び同月２日（木）

⑵　場所　法務省（東京都千代田区霞が関１－１－１）

3　出願期間　令和７年５月７日（水）から同月21日（水）まで

4　受験手続　試験を受けようとする者（令和８年４月１日現在で副検事在職３年以上の者）は、所轄検事長を経由して受験願書を検察官・公証人特別任用等審査会宛て提出しなければならない。